

五所川原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託公募型プロポーザルに係る公告

五所川原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務について、公募型プロポーザル方式により優先交渉者の選定を行うため、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

五所川原市長 佐々木 孝昌

記

1 業務の概要

（１）業務名 五所川原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

（２）業務内容

- ①温室効果ガス排出量に関する現状分析
- ②温室効果ガス排出量推計に必要な情報の分析
- ③将来の温室効果ガス排出量に関する推計
- ④2050年ゼロカーボンを見据えた再エネ導入目標の設定
- ⑤地域脱炭素の実現に必要な政策及び重要な施策の検討
- ⑥進捗管理のための指標及び体制構築の検討
- ⑦その他本業務に関連する業務

（３）履行期間 契約締結の日から令和7年12月26日まで

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- （１）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- （２）公告の日において五所川原市から指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- （４）国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納している者ではないこと。
- （５）次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき

(6) 直近5年間において、同種業務を行った実績を有すること。

3 応募手続等

(1) 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市民生部環境対策課（担当：田中）

電話 0173-35-2111（内線2362）

FAX 0173-35-2128

E-mail kankyou@city.goshogawara.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び方法

ア 交付期間

公告の日から令和7年6月13日まで

イ 交付方法

(1) の場所で交付するほか、五所川原市ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加手続等

ア 参加申込書等の提出

参加希望者は、実施要領で示された書類を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和7年6月13日12時00分まで

② 提出場所 (1) と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

イ 技術提案書の提出

参加資格要件を有し、技術提案書の提出を依頼された者は、実施要領で示された書類を添付し、次のとおり技術提案書を提出すること。

① 提出期限 令和7年6月27日まで

② 提出場所 (1) と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

4 スケジュール

	内容	期間等
(1)	公募開始	令和7年5月30日(金)
(2)	質問受付締切	令和7年6月6日(金) 12時00分まで
(3)	質問に対する回答	令和7年6月11日(水)
(4)	参加申込受付締切	令和7年6月13日(金) 12時00分まで
(5)	一次審査(書類審査)結果の通知	令和7年6月18日(水)
(6)	技術提案書等の提出締切	令和7年6月27日(金) 12時00分まで
(7)	二次審査(ヒアリング・プレゼンテーション審査)	令和7年7月8日(火)
(8)	審査結果の通知	令和7年7月中旬

5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が見積限度額を超過した場合